

議員発案第 1 号

由利本荘市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

由利本荘市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年由利本荘市条例第 3 3 号）の一部を改正する条例（案）を、地方自治法第 1 1 2 条及び由利本荘市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 7 年 3 月 5 日提出

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利 様

提出者	由利本荘市議会議員	高 橋 信 雄
-----	-----------	---------

賛成者	同	上	三 浦 晃
-----	---	---	-------

	同	上	大 友 孝 徳
--	---	---	---------

	同	上	佐々木 隆 一
--	---	---	---------

	同	上	佐 藤 正 人
--	---	---	---------

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

由利本荘市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

第1条 由利本荘市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年由利本荘市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第2条 由利本荘市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。